

# 八洲学園大学 障害学生支援規程

## (目的)

第1条 この規程は、障害者基本法並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律その他の法令の定めに基づき、八洲学園大学（以下、「本学」という。）障害学生支援に関するガイドラインに即して、障害のある学生（以下、「障害学生」という。）に対する支援を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において、障害学生とは、本学に在籍する全学生（科目等履修生、特修生を含む）並びに本学に入学を希望する者で、心身の機能に障害があり、自身の障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。

## (責務)

第3条 学長は、障害学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、全学的な障害学生支援を推進するための具体的方策を講じなければならない。

2 教職員は、障害学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、具体的支援の実施及び合理的配慮の提供に努めなければならない。

## (支援の申し出)

第4条 障害学生は、原則として入学前に修学に必要な支援を申し出ることとする。なお、配慮内容の検討・決定に時間を要するため学期開始直前や学期開始後の申し出には対応できない場合がある。

2 前項の申し出は、別に定める申請書及び障害の状況を確認できる資料を事務局教務課に提出することにより行う。

3 事務局教務課は、当該学生の教育的ニーズと意思について十分な聴取を行った上で、教務委員会に報告する。

## (支援内容の検討)

第5条 教務委員会は、当該学生の教育的ニーズと意思を十分尊重した上で、必要に応じて関係各部署と協議し、個別の支援内容を検討する。

## (合意の形成)

第6条 支援内容は当該学生の合意を得て決定する。

## (秘密保持義務)

第7条 障害学生支援に従事する者は、正当な理由なく、当該学生及び障害学生支援に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

## (改廃)

第8条 この規程の改廃は、学長が定める。

## 附 則

この規程は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年9月1日から施行する。